

○地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項

平成16年11月11日議決

**改正**

平成25年2月22日議決

平成26年6月5日議決

平成28年12月1日議決

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項

- 1 議会の議決により締結した工事又は請負契約で、契約金額の5パーセント以内の変更契約を締結すること。ただし、契約変更額は2,000万円以内とする。
- 2 議会の議決により取得する不動産で、計画変更により取得面積を150平方メートル以内において変更すること、又は取得予定価格を50万円以内において変更すること。
- 3 市が当事者である1件100万円以内の法律上の義務に係わる和解又は損害賠償の額を定めること。
- 4 市営住宅に関する調停及び訴訟に関すること。
- 5 訴訟物の価額が裁判所法（昭和22年法律第59号）第33条第1項第1号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額以下の地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第1項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停（前項に規定するものを除く。）に関すること。